

総務委員会

総務調査室

所管事項の動向

1 地方行政

(1) 第33次地方制度調査会の動向

ア 経緯

新型コロナウイルス感染症への対応においては、国と地方及び地方公共団体相互間で、①医療提供体制の確立や休業要請の在り方等をめぐり、意見の相違や連携不足が顕在化したこと、②複数のシステムが併存・急造されることで、各所に混乱や作業負担が生じたこと等、国と地方の関係やデジタル技術の活用等に関する様々な課題が指摘された。

このようなことを背景として、令和4年1月、第33次地方制度調査会が発足し、岸田内閣総理大臣から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。」との諮問が行われた。

イ 審議の動向

第33次地方制度調査会は、まず、各議長会から「地方議会の在り方」について早期の審議を求める意見があったことを踏まえ、特に、議会の位置付け等の明確化、立候補環境の整備、議会のデジタル化等について集中的に審議を進め、令和4年12月、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を取りまとめた。

政府は、同答申等を踏まえ、令和5年3月、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化や、地方議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の改正案を提出し、同年4月、「地方自治法の一部を改正する法律」（令和5年法律第19号）が成立した。

また、同調査会は、令和5年1月以降、非平時における国と地方及び地方公共団体相互間の役割分担、地方公共団体相互間の連携・協力の在り方、地方行政のデジタル化等についての議論を進め、同年12月、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を取りまとめ、岸田内閣総理大臣に答申した。

ウ ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申

令和5年12月の答申では、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の急激な変化やこれに伴う対応が、これまで指摘されてきたにもかかわらず未だ十分な対応ができていなかった課題を顕在化させたとし、様々な分野でデジタル技術の活用の可能性が広く認識されるに至ったことや、感染症危機に際し従来の法制においては想定されていなかった事態が相次いだことなどを、基本的な認識として整理した。その上で、今後の地方行政の在り方に関し、①デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展を踏まえた対応、②地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携の深化、③大規模な災害、感染症のまん

延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応が必要であると、それぞれの課題について具体的な対応策を提言した。

【第33次地方制度調査会の答申（令和5年12月）における主な提言事項】

<p>I DXの進展を踏まえた対応</p> <p>① DXによる地方公共団体の業務改革（書かない窓口、標準準拠システムへの移行 等） ⇒地方税以外の公金納付について、制度上、幅広くeLTAXを活用できるようにすべき</p> <p>② 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能等（国と地方の共通クラウドの利用 等）</p> <p>③ 地方公共団体における情報セキュリティとデジタル人材 ⇒地方公共団体に対し、情報セキュリティ対策の方針の策定義務及び方針に基づく措置の実施義務を課すこととすべき</p>
<p>II 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携の深化</p> <p>① 地方公共団体相互間の連携・協力（合意形成が容易ではない課題への対応 等）</p> <p>② 公共私との連携 ⇒地域課題の解決に取り組む主体について、法律上、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意すべき</p>
<p>III 大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応</p> <p>① 情報共有・コミュニケーションの課題と対応（通知の法的性格の適切な区分と明示 等）</p> <p>② 役割分担の課題と対応 ⇒個別法の規定では想定されていない事態が生じた場合、国民の生命等の保護のため、国が地方公共団体に対し、必要な指示を行うことができるようにすべき ⇒都道府県の事務と規模・能力に応じて市町村が処理する事務（保健所事務等）との調整が必要な場合には、国の指示に基づき、都道府県が調整のために必要な措置を講じるものとすべき</p> <p>③ 必要な職員の確保の課題と対応 ⇒国民の生命等の保護のために必要な場合には、国が地方公共団体間の応援や職員派遣の調整の役割を担うことを明確化すべき</p>

（出典）第33次地方制度調査会の答申（令和5年12月）に基づき当室作成

上表のうち、III②の国の指示権の創設に対しては、地方の自主性・自立性を尊重すべき、極めて限定的かつ厳格な制度とすべき等の意見があったことも踏まえ、答申では、国による指示は、閣議決定を経て行うものとするのが適当とされたほか、目的を達成するために必要最小限度の範囲で、地方公共団体の自主性・自立性に配慮して行うようにしなければならぬものとされた。

同答申を受け、政府において、その具体化に向けた検討が進められており、今国会に地方自治法の改正案が提出される見込みである。

（2）地方公共団体情報システムの標準化

地方公共団体においては、業務において様々な情報システムが活用されているが、これらは、そのほとんどが標準化されておらず、各団体が個別に維持管理や改修などを行っているため、人的・財政的な負担となっている。加えて、今般の感染症対応において、国・地方のシステムが異なるため、横断的なデータの活用が十分にできないなどの課題が表面化した。こうした状況を踏まえ、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に

関する法律」(令和3年法律第40号)が成立し、標準化対象事務¹を処理する地方公共団体の情報システムについて、国が定める標準化基準に適合した標準準拠システムの利用が義務付けられることとなった。

ア 標準準拠システムへの移行期限

政府は、令和4年10月、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定し、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すとした。しかし、同年度の政府調査では、令和7年度までの移行が極めて困難なシステムがあることが明らかとなった。そのため、政府は、令和5年9月に同基本方針を改定し、令和7年度末の移行期限を堅持しつつも、移行が極めて困難なシステム²については、デジタル庁と総務省が対処方法を精査した上で、所要の移行完了期限を設定することとした。

報道によれば、標準化対象の全てのシステムを令和7年度末までにガバメントクラウドに移行できる見込みの団体は、1,487団体のうち940団体(63%)とされており³、地方からは、安全かつ確実な移行のため、移行期限についての柔軟な対応が求められている⁴。

イ 標準準拠システムへの移行経費

標準準拠システムへの移行経費は、国がデジタル基盤改革支援補助金(補助率10/10)によって支援しているが、地方六団体からは、大幅な補助上限額の超過が相当数見込まれるとして、予算の大幅な拡充や補助上限額の見直しなどが要望されていた⁵。このため、総務省は、同補助金について、令和5年度補正予算で5,163億円を追加計上し、総額6,988億円を確保した上で、地方公共団体に対し、要望に応えられる額を計上できたとのメッセージを送付した⁶。

一方で、地方六団体からは、その後も、①補助上限額の見直しと交付対象の拡大、②移行経費の全額国庫補助による措置、③影響を受ける全システムの改修費等への財政的支援などが要望されており⁴、引き続き、移行経費に係る財政支援の在り方が課題となっている。

(3) 地方公務員制度

ア 会計年度任用職員

(7) 会計年度任用職員制度の創設

地方公共団体においては、財政難や行政改革の推進等により、常勤職員が大幅に減少す

¹ 政令(令和4年政令第1号)により、住民基本台帳、税務関係、社会保障関係などの20事務が対象とされた。
² ①現行システムがメインフレーム(大型汎用コンピュータ)であり、標準準拠システムへの移行に時間を要する場合や、②現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合などが想定されている。
³ 『時事通信社iJAMP』(2023.10.17)
⁴ 地方六団体「令和6年度予算編成及び地方財政対策について」(令和5年12月14日)
⁵ 地方六団体「骨太方針の策定等について」(令和5年5月31日)。
⁶ 総務大臣メッセージ「令和5年度補正予算(第1号)に係るデジタル基盤改革支援基金の追加計上等について」(令和5年12月12日)

る一方、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員（特別職非常勤職員、臨時的任用職員、一般職非常勤職員）が増加し、地方行政の重要な担い手となる一方で、制度の趣旨に沿わない任用が行われている等の課題が指摘されていた。

そこで、平成29年に、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化を図るほか、一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」の制度を創設し、採用方法や任期等に関する規定を整備するとともに、期末手当の支給を可能とする法改正⁷が行われた（令和2年4月1日施行）。

なお、令和5年4月1日現在における会計年度任用職員は約66.2万人⁸（令和2年度調査比約4.0万人増）となっている。

（イ）勤勉手当の支給を可能にする改正

制度創設の当初、会計年度任用職員については、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員との均衡を図る観点等から、勤勉手当を支給しないこととされていた⁹。しかし、制度の運用開始から3年が経過し、国では対象となる全ての非常勤職員に勤勉手当が支給される状況となったことに加え、地方公共団体からは、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との給与の均衡を図る観点から「会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立」が求められていた¹⁰。

これらを踏まえ、令和5年4月、パートタイムの会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給を可能とする内容を含む「地方自治法の一部を改正する法律」（令和5年法律第19号）が成立した（令和6年4月施行）¹¹。

イ 地方公務員の定年延長

（ア）定年延長に係る地方公務員法改正法の施行

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員について、定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入する「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第61号）が、令和5年4月1日に施行された。

地方公務員においても、国家公務員と同様に役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入するための「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和3年法律第63号）が同日に施行された。

これに伴い、総務省は、各地方公共団体に対し、地方公務員の定年については国家公務

⁷ 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）

⁸ フルタイムの会計年度任用職員は約7.4万人、パートタイムの会計年度任用職員は約58.8万人（総務省「令和5年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（任用件数等）」）。

⁹ 地方自治法上、フルタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は可能であったが、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」（平成30年10月）において支給しないことが基本とされる一方、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、同法上、支給できないこととされていた。

¹⁰ 令和4年地方分権改革に関する提案募集における徳島県等からの提案。

¹¹ フルタイムの会計年度任用職員に対しては、勤勉手当の支給が可能となるよう改正法の施行（令和6年4月）にあわせてマニュアルの改訂が予定されている（「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和5年5月8日））。

員の定年を基準として、また、給与については国家公務員の給与の取扱いを考慮して、条例を定める必要があること等を示した¹²。

国家公務員の定年の段階的引上げ

	～令和4年度	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(イ) 60歳超の職員の給与に係る検討状況

国家公務員については、当分の間、60歳超の職員の給与水準を7割とする措置を講ずることとされていることから、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、政府は、人事院の検討状況を踏まえ、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を講ずることとされている¹³。

令和5年8月の人事院勧告においては、65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前・60歳超の職員の給与水準（給与カーブ）について、職員の役割・貢献に応じた処遇の確保の観点から、人事管理に係る他の制度と一体で検討を行っていくこととされた¹⁴。同年9月に人事院に設置された人事行政諮問会議においては、人材育成や給与等の公務員人事管理の在り方について、課題横断的な議論を行うこととされ、同会議は、令和6年秋に提言を取りまとめるとしている。なお、同勧告においては、給与水準の在り方等について、令和6年以降も引き続き分析・研究・検討することとしている。

地方公務員については、地方公務員制度の在り方について総合的な見地から検討を行うため、総務省に「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」が設置され、令和5年10月17日、初会合が開催された。

2 地方財政

令和6年度地方財政対策

政府は、令和6年度の地方財政の運営方針を定める令和6年度地方財政対策を令和5年12月22日に決定した。今後、この地方財政対策を踏まえ、令和6年度地方財政計画が策定されるとともに、同計画を踏まえ、地方交付税の総額の特例等を定める地方交付税法等改正案が立案され、今国会に提出されることとなる。

令和6年度地方財政対策の主な内容は、次のとおりである。

ア 一般財源総額の確保等

令和6年度の一般財源（使途の制限がない地方税、地方交付税等）の総額は、前年度比0.6兆円増の65.7兆円であり、水準超経費¹⁵を除く交付団体ベースで前年度比0.6兆円増の

¹² 「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（令和3年8月31日）等

¹³ 「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第61号）附則第16条第2項

¹⁴ なお、同勧告においては、「今後の公務員給与の在り方に関する有識者との意見交換」（令和5年2月から6月に実施）から得られた、高齢期までを見据えた給与カーブ等の在り方についての考え方が示された。

¹⁵ 地方交付税の交付を受けない地方団体（不交付団体）の財源超過額に相当する額である。なお、地方財政計

62.7兆円が確保された。このうち、地方税は42.7兆円（前年度比0.1兆円減）となり、地方譲与税は2.7兆円（同0.1兆円増）、地方特例交付金等は1.1兆円（同0.9兆円増）となった。また、地方交付税は、令和5年度からの繰越金0.5兆円も活用し、6年連続の増加となる18.7兆円（同0.3兆円増）が確保された。

一方で、財源不足は前年度比0.2兆円減の1.8兆円まで減少し、これに伴い、財源不足に対処するために発行する臨時財政対策債（赤字地方債）が前年度比0.5兆円減の0.5兆円へと抑制され、令和6年度末の累積残高も前年度末から3.2兆円減少し、45.8兆円となる見込みとなっている。加えて、令和2年度第3次補正予算に係る国税減額補正精算分¹⁶について、0.2兆円を前倒しして精算することとするなど、地方財政の健全化に向けた取組も盛り込まれている。

イ 定額減税による減収への対応

所得税・個人住民税の定額減税の実施に伴う令和6年度の個人住民税の減収(9,234億円)は、地方特例交付金により全額国費により補填することとした。また、所得税の減税に伴う令和6年度の地方交付税の減収(7,620億円)は、繰越金・自然増収による法定率分の増(1兆1,982億円)により対応することとし、さらに、後年度、2,076億円¹⁷の加算を実施し、交付税特別会計借入金の償還に充てることとした。

ウ こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分(2,250億円程度)について、地方財政計画の歳出に全額計上し、必要な財源を確保することとした。

また、地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額することとしたほか、こども・子育て支援機能強化に係る施設の整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費(仮称)」(500億円)を計上し、「こども・子育て支援事業債(仮称)」(充当率90%、交付税措置率50%又は30%)を創設することとした。

さらに、普通交付税の算定に当たり、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、「こども未来戦略」等に基づく地方団体の財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分(社会福祉費、(保健)衛生費等)を統合し、新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設することとした。

画においては、地方財源を適切に確保するための技術的な措置として、当該額を「地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費」(水準超経費)という項目を立てて歳出に計上する取扱いが行われている。

¹⁶ 国税の減額補正に伴う地方交付税の減額分の補填に要した額2.6兆円(国が全額補填)のうち、地方負担分1.8兆円について、令和5年度及び9年度から26年度までの各年度の地方交付税総額から減額して精算するもの。

¹⁷ 令和6年度分の地方交付税の減収7,620億円の補填財源を借入れにより調達した場合の利子相当額。

エ 給与改定・会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する地方財源の確保

令和5年人事院勧告に伴う給与改定に要する経費(3,300億円程度。うち会計年度任用職員分600億円)や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費(1,810億円)を計上することとした。

オ 物価高への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に700億円を計上(前年度同額¹⁸)するほか、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、①津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と②公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を、それぞれ11%引き上げることとした。

3 地方税

(1) 政府税制調査会の答申

令和3年10月4日に発足した岸田内閣は、基本方針(令和3年10月4日閣議決定)において、『成長と分配の好循環』と、デジタル化など新型コロナによってもたらされた社会変革の芽を大きく育て、『コロナ後の新しい社会の開拓』をコンセプトとした、新しい資本主義を実現していく」とした。

翌月12日、岸田内閣総理大臣は、「新しい資本主義」を実現するため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を行うよう政府税制調査会に諮問した。

当該諮問を踏まえ、同調査会は令和5年6月30日、岸田内閣総理大臣に答申¹⁹した。この中では、働き方やライフコースの多様化、経済のグローバル化・デジタル化、安全保障環境の変化等、我が国における経済社会の構造変化を概観し、その上で、個別税目の課題と「あるべき税制」の構築に向けた各税目の見直しの大きな方向性等について触れられている。

地方税に関しては、個人住民税の充実確保、固定資産税収の安定的確保、法人事業税に係る外形標準課税の見直しの検討の必要性等が示された。

(2) 令和6年度税制改正要望

我が国は、少子化とその背景にある若年層の将来不安への対応、雇用形態や年齢、性別等を問わず生涯を通じて自らの働き方を選択でき、格差が固定化されない誰もが暮らしやすい包摂社会を実現すること等の課題に直面しているとされる²⁰。

¹⁸ 令和5年度地方財政計画では、自治体施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額した。

¹⁹ 税制調査会「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」(令和5年6月30日)

²⁰ 経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実

こうした状況下、「骨太の方針2023²⁰⁾」においては、「新しい資本主義」を更に加速し、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂げるとされた。

地方税体系の構築に向けては、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在是正に取り組むとされた。

その後、令和5年8月末までに各府省庁から総務省に改正要望が提出された。主な改正要望としては、森林環境譲与税の譲与基準の見直し、企業向け賃上げ税制の拡充及び延長、地方法人課税の見直し、外形標準課税・自動車関係諸税の在り方の検討等であった。

(3) デフレ完全脱却のための総合経済対策

我が国の経済は、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きに前向きな動きがみられる一方、国際的な原材料価格の上昇や円安があいまった輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続により国民生活への負担が生じているとされる²¹⁾。

こうした経済状況を踏まえ、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を加速させるため、令和5年11月2日、変革を力強く進める「供給力の強化」と、物価高を乗り越える「国民への還元」を車の両輪とした総合経済対策²¹⁾が閣議決定された。

同経済対策においては、予算、税制、制度・規制改革など、あらゆる政策手段を総動員するとされており、税制については、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための所得税・個人住民税の定額減税の実施等が明記された。

(4) 地方法人課税に関する検討会 第2次中間整理

経済社会の構造変化に伴い、法人事業税の外形標準課税の対象法人²²⁾（以下「外形対象法人」という。）の数や態様が大きく変化していることを踏まえ、総務省地方財政審議会に設置された検討会²³⁾は、令和4年11月、「中間整理」を取りまとめた。与党税制調査会においても中間整理をもとに議論が行われ、令和5年与党税制改正大綱（令和4年12月16日 自由民主党、公明党）においては、資本金の減資による外形対象法人数の減少等は、法人税改革の趣旨²⁴⁾等を損なうおそれがあるとし、対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討することが明記された。

その後、検討会は議論を再開し、令和5年11月14日、「第2次中間整理」を取りまとめ、実質的に大規模といえる法人が外形対象法人にならない問題への対応策として、減資・組織再編に対応するための追加的な基準を付け加えることが適当とした。

現～（令和5年6月16日閣議決定）

²¹⁾ デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～（令和5年11月2日閣議決定）

²²⁾ 資本金1億円超の普通法人が対象とされている。

²³⁾ 地方法人課税に関する検討会

²⁴⁾ 課税ベースを拡大する一方で税率を引き下げ、高収益をあげる企業の税負担を緩和し、法人課税を広く薄く負担を求める構造にすること。

(5) 令和6年度税制改正大綱

令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党、公明党。以下「令和6年度与党大綱」という。）においては、地方税に係る主なものとして、デフレマインドの払拭と好循環の実現の観点からの所得税・個人住民税の定額減税の実施、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえた法人事業税における外形標準課税の適用対象法人の見直し等が示された。

これを受けて政府は、令和5年12月22日、令和6年度与党大綱のうち令和6年度税制改正の具体的内容に係るものを「令和6年度税制改正の大綱」として閣議決定した。

4 情報通信

(1) NTT法の見直し等の情報通信政策をめぐる議論について

ア 議論の経緯

昭和59年の日本電信電話株式会社法²⁵（以下「NTT法」という。）及び電気通信事業法の制定による通信の自由化から約40年が経過し、情報通信産業の構造がめまぐるしく変化する中で、NTT²⁶に課せられる規制や義務を始めとする情報通信政策の在り方については、抜本的な見直しの必要性が指摘されている。

令和5年8月、総務省の情報通信審議会は通信政策特別委員会を設置し、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について、令和6年夏頃の答申を目指して検討を開始した。同委員会は令和5年12月、第一次報告書を公表し、NTTの時代に即した自由な経営を確保するため、①研究の推進責務の撤廃、②研究成果の普及責務²⁷の撤廃、③外国人役員規制²⁸の緩和については、必要な制度整備を速やかに実施すべきとした。これを受けて、総務省は、今国会に同法改正案の提出を検討している。

その一方で、自由民主党においても令和5年8月からNTT法の在り方について議論され、同年12月初旬に政府へ提言を提出した。この内容は、段階的に必要な整備²⁹を行った上で、令和7年をめどにNTT法を廃止することを求めるものである。

こうした動きに対してNTT以外の事業者等は、NTT法を含めた情報通信政策の見直しには賛成している一方で、NTT法の廃止には強く反対を表明している³⁰。

²⁵ 現在の題名は「日本電信電話株式会社等に関する法律」である。

²⁶ 本項では、日本電信電話株式会社（NTT（持株会社））、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（NTT東西）の3社を「NTT」とする。なお、NTTドコモ等はNTT法の対象には含まれていない。

²⁷ 「電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。」（NTT法第3条）

²⁸ 外国人からの影響力に対する経営の自主性を確保するため、日本国籍を有しない人はNTTの取締役又は監査役になることができない。（NTT法第10条第1項及び第18条の2）

²⁹ 令和6年にNTTの研究推進・成果普及に関する責務を撤廃し、令和7年に①現在NTT法で規定されているNTTへの責務や規制等を電気通信事業法へ、②外資の流入規制等を外為法へ、それぞれ整備することを提言している。

³⁰ 代表的な例として、令和5年12月4日、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人ケーブルテレビ連盟を含む、電気通信事業者や地方自治体などの計181者が「NTT法の見直しに関する意見表明」を公表し、NTT法の「見直し」には賛成、「廃止」には反対を表明している。

イ 4つの論点

(7) ユニバーサルサービスの確保（通信サービスが「全国に届く」）

NTTには、NTT法において固定電話の「全国あまねく提供する責務」が課されており、利用者数が大幅に縮小して赤字が続くNTTの固定電話事業に掛かる負担は大きくなっている。そこで、ユニバーサルサービス制度の在り方について、固定電話中心から高速度データ伝送（ブロードバンド）を軸とした義務に改めることや³¹、無線通信なども組み合わせることの是非が議論されており、ラストリゾートの確保（「最終保障提供責務」）を担う主体をどう考えるか等の課題が挙げられている。

(4) 事業者間の公正競争の確保（「低廉で多様」なサービスが利用できる）

NTT法にはNTTの業務範囲が定められているが、かつての固定電話役務を前提とした概念³²が残るなど、時代に適した見直しが適当とされている。他方、NTTは、公社時代に整備された全国規模の線路敷設基盤³³を継承して独占的に保有しており、この前提がある中でのNTTの業務範囲の拡大及び規制の緩和や撤廃は公正競争の確保に支障が生じかねないとの考えから、他の事業者等は強い懸念を表明している。

(7) 国際競争力の確保

NTT法における研究成果の普及責務を受けて、NTTが行う研究の成果については適正な対価を前提として開示する運用が行われている³⁴。しかし、先端的な機微技術を外資企業も含めて広く開示することとなり得るため、NTTの国際競争力強化を阻害しているとの意見や経済安全保障上の懸念のある企業への流出のおそれがあるとの指摘がある。NTTにおいても、海外のベンダーと知的財産権の帰属先を議論する際にパートナーリングを拒否されることがあるとして見直しを求めており、通信政策特別委員会でも当該責務の撤廃が適当とされている。

(1) 経済安全保障の確保

NTT法により、通信インフラの安全・信頼性の確保に対する役割に鑑み、NTTには外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため「外国人役員規制³⁵」が、NTT（持株会社）にはこれに加えて、外資企業に対しNTT株式における総量の3分の1に達する株式取得を規制する「出資規制」（総量規制）が課せられている。「外国人役員規制」について

³¹ 令和4年の電気通信事業法改正により、新たにブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度が創設されたが、これは不採算地域におけるサービスの維持費用の一部を支援するものであり、特定の事業者にあまねく提供の責務が課せられているわけではない。

³² NTT法では、NTT東西にあつては同一都道府県の区域に閉じる通信の媒介が本来業務とされている。しかし、IP化が進展した現在、NTT東西は、本来禁止される県間通信を伴う役務の提供に当たるブロードバンドや光IP電話の提供を、総務大臣に事前届出を行って特例的に実施している。

³³ 電柱や管路等がこれに該当する。ボトルネック設備とも呼ばれる。NTT以外の事業者はこれらを「特別な資産」と称し、これを有するNTTの特殊性を主張している。

³⁴ NTT再編成時の「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」（平成9年12月19日郵政省告示第664号）に従い作成した「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画」（平成11年5月21日認可）に基づいた運用を行っている。この実施計画では、研究成果の開示の例外について、「a. プライバシーやセキュリティの保護に関連する研究成果は開示できないことがある。b. 事業者の個別のサービス・商品を実現する個性化・商品化のための研究成果は開示時期を個別に判断する。」とされている。

³⁵ 脚注28に同じ。

ては、通信政策特別委員会において、国際競争力が激しくなる中でグローバルな視点でのマネジメントができないことなどの支障を考慮し、役員の3分の1未満に緩和すること等が適当とされている。

外資規制としては、「出資規制」の他に、外為法³⁶による、事業者に対する我が国の安全を損なうおそれのある投資を個別審査する制度が存在するが、総務省等は両者では目的や手段が異なるとしている。これまで両法律による規制により外資からの保護を図ってきたところであるが、経済安全保障上の観点から、出資規制対象がNTTのみであることに対する見直しや外為法の強化の必要性など、両法律の在り方について議論がされている。

(2) インターネット上の誹謗中傷等への対策

ア 現状

社会問題化するインターネット上の誹謗中傷等に対して、政府は、制度改正や啓発活動などを通して対策を進めてきたが、必ずしも十分ではないとの指摘も多く、また、総務省が設置する「違法・有害情報相談センター」に寄せられる相談件数は高止まりしており、依然として深刻な状況にある。相談が多い投稿の削除に関して、プラットフォーム事業者による迅速な削除が行われるような仕組みの導入が求められる一方で、利用者の表現の自由を制約しかねないといった課題もある。

イ 政府のこれまでの主な取組

総務省は、令和2年9月に公表した「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」において、次の4つを柱とする施策を掲げ、関係省庁等と連携して取組が進められてきた。

- ① ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動
- ② プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティ（説明責任）の向上
- ③ 発信者情報開示に関する取組
- ④ 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

令和4年10月には、上記③の強化として改正プロバイダ責任制限法³⁷が施行された。損害賠償訴訟を起こす場合の発信者の特定には、従来、2回の裁判が必要であり、1年程度を要するケースも多くあったが、この改正によって手続を簡略化する非訟手続が新設され、早ければ1か月以内に開示されるようになった³⁸。

³⁶ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

³⁷ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）。他にも、発信者特定のために必要となるログイン時情報が開示対象となることが明確化された。

³⁸ 東京地裁では、発信者情報開示に関する本案訴訟によらない裁判の受付件数は、平成31年（令和元年）は630件（仮処分申立て）であるのに対し、非訟手続施行後の令和4年10月から翌年9月までは3,019件（新たな裁判手続き）であった。

その他にも、侮辱罪の法定刑を引き上げる改正刑法³⁹が令和4年7月から施行された⁴⁰。

ウ プラットフォーム事業者への行政の関与

上記イ②については、従来、自由な言論の場を提供するプラットフォーム事業者による自主的な取組が特に重要とされてきた。しかし、令和4年8月、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」が公表した「第二次とりまとめ」では、プラットフォーム事業者による運用の透明性やアカウントビリティの確保が不十分であることから、「行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要である」とした。

それを受けて、同年12月に同研究会の下に設置されたワーキンググループで検討が重ねられ、令和5年11月にとりまとめ⁴¹が公表された。そこでは、プラットフォーム事業者に誹謗中傷等の情報を迅速かつ適切に削除を行う等の責務があるとし、権利侵害情報の流通が生じやすいSNS事業者のうち、国内・海外事業者を問わず、一定規模以上の事業者⁴²に対して必要な措置を求めることが適当であるとされた。具体的には、日本語での申請窓口や手続の整備、権利侵害情報に対する削除申請等から1週間程度での対応結果の通知⁴³、削除指針の策定とその運用状況の公表等⁴⁴を求めることが適当であるとしている。

一方で、罰則付きの削除義務化や送信防止措置請求権（削除請求権）の明文化⁴⁵については、表現の自由への制約等の観点から「引き続き慎重に議論を行うことが適当」とされている。

5 放送

(1) デジタル時代における放送の在り方

放送は、信頼性の高い情報発信や災害・地域情報等の共有等、社会基盤として大きな役割を果たしているが、その一方で、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴端末の

³⁹ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）

⁴⁰ その他の取組として、電話番号を開示対象に追加する省令改正（令和2年8月施行）、文部科学省や法務省等と連携した啓発活動の強化等がある。

⁴¹ 同とりまとめ（WGとりまとめ）は、令和6年1月に公表予定の同研究会の「第三次とりまとめ」の一部となる見込みである。

⁴² WGとりまとめでは、「アクティブユーザ数や投稿数といった複数の指標を並列的に用いて捕捉することが適当」とされ、具体的な指標は示されていない。

⁴³ WGとりまとめでは、この「1週間程度以内の対応結果通知」について、違法情報はプラットフォーム事業者による個別判断が困難であること、また、有害情報は法律上の定義が困難であること等から、その対象は誹謗中傷等の権利侵害情報に限定されている。

⁴⁴ WGとりまとめでは、本文に挙げたものを含めて、大きく7つの対応を求めることとしている。その内容は、「対応の迅速化に係る規律」として、①日本語での削除申請の窓口や手続の整備、②削除申請等の受付通知、③我が国の文化・社会的背景に明るい人材の配置、④申請から1週間程度以内の対応結果の通知が挙げられている。加えて、「運用状況の透明化に係る規律」として、⑤削除指針の策定及び公表、⑥発信者に対する削除理由の通知、⑦削除指針に基づく運用状況の公表が挙げられている。

⁴⁵ 人格権に基づく差止請求として、権利侵害情報の削除請求権は判例法理上認められているとされているが、「海外事業者は明文化しないと応じてもらえない」といった指摘があることなどから、総務省において明文化の可否について議論されていた。なお、日本新聞協会は、「表現の自由や国民の知る権利に悪影響を及ぼしかねない」とし、明文化に反対している。

多様化、テレビ離れ、放送の広告市場におけるシェアの縮小等、取り巻く環境が急速に変化している。

このような環境変化等を踏まえ、総務省は、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、令和4年8月に第1次取りまとめを、令和5年10月に第2次取りまとめを公表した。これらの取りまとめでは、今後も放送が社会的役割を果たしていくため、放送ネットワークインフラの将来像や放送の真実性・信頼性の確保等の放送が抱える課題について今後の方向性等を提言している。

(2) NHKのインターネット活用業務

ア 経緯

NHKのインターネット活用業務⁴⁶は、インターネットを用いた放送番組の配信やウェブサイト上の情報コンテンツの提供であり、その実施がNHKの判断に任されている任意業務⁴⁷とされている。

令和元年の放送法改正により、放送番組のインターネット常時同時配信が実施可能となり、NHKは令和2年4月から「NHKプラス」として、一部の地上放送番組の「常時同時配信」及び放送終了後7日間の「見逃し番組配信」を提供している。

その後、NHKは、令和3年8月の武田総務大臣（当時）の要請を受け、視聴時間が1日当たり1時間程度以下の者を対象に、インターネット配信についての社会実証を2回にわたり実施した。令和4年4月から行った第一期では、NHKの機能やサービスに高い評価を受けたため、NHKが放送で担ってきたことと同一の社会的な意義について、インターネット上で果たすことの妥当性が一定程度示されたと言えるとした⁴⁸。次いで、令和5年2月、より具体的にNHKに期待される役割・機能を検証するため、「災害マップ⁴⁹」、「一望・連続再生⁵⁰」についての社会実証（第二期）を行った結果、いずれのサービスも、放送と同様の効用をもたらすことが確認されたとした⁵¹。

イ 公共放送ワーキンググループ

(7) 背景・検討事項

令和4年9月、総務省は、NHKにおけるインターネット配信の在り方について具体的かつ包括的に検討を行うため、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の下に「公共放送ワーキンググループ」を設け、①インターネット時代における公共放送

⁴⁶ あらかじめ実施基準を定め、その実施基準について総務大臣の認可を要する。

⁴⁷ 放送法第20条第2項。インターネット活用業務については同項第2号及び第3号。

⁴⁸ NHK「インターネットでの社会実証（第一期）結果報告」（令和4年6月2日）

⁴⁹ 災害報道の情報を蓄積して、地図上に可視化し、危険予測・判断材料を提供する機能。社会実証では、令和2年7月に熊本県の球磨川流域を中心に発生した豪雨災害を例に、被害状況の映像などを地図上で時系列に可視化した。

⁵⁰ 総覧視聴や番組・ニュースリスト、検索などの機能で、多角的視点に触れるようにNHKが選んだ主要ニュースや番組などを混ぜて提示するサービス。

⁵¹ NHK「インターネットでの社会実証（第二期）の結果報告」（令和5年5月23日）

の役割、②NHKのインターネット活用業務の在り方、③同業務に関する民間放送事業者との協力の在り方、④同業務の財源と受信料制度について検討することとした。

同ワーキンググループが令和5年10月に公表した取りまとめ⁵²（以下「取りまとめ」という。）では、「NHKは、放送の二元体制の枠組みの下で、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する役割を主体的に担っていくべきと考えられる」とした。

(イ) NHKのインターネット活用業務の在り方

現在、任意業務であるインターネット活用業務に対し、取りまとめは、視聴者の多くが、インターネットを主な情報入手手段として利用しつつあることを踏まえ、少なくとも地上波放送番組の配信について必須業務⁵³とすることにより、インターネットでも、視聴者が継続的・安定的に放送番組を視聴することのできる制度に変更すべきとした。なお、衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送の同時・見逃し（聞き逃し）配信の必須業務化の是非等に関しては、同ワーキンググループにおいて結論を得るべく、引き続き検討されている。

また、取りまとめでは、現在、NHKが無償でインターネットにおいて提供している理解増進情報⁵⁴の制度は、廃止すべきとした。その上で、NHKが必須業務として提供するテキスト情報については国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報等に限定すべきとした。さらに、取りまとめにおいて、民放等との公正競争を担保するための競争評価の仕組みを講じるべきとされた。これを踏まえ、令和5年11月より、総務省は、「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」⁵⁵を開催し、インターネット活用業務が必須業務化された場合における、①インターネットを通じた情報等の配信に関する競争評価の枠組み、②具体的な範囲や提供条件に係る基本的な考え方及びNHKが策定する原案に関する事項について検討しており、令和6年夏頃に検討結果がまとめられる見込みである。

(ウ) インターネット活用業務の財源と受信料制度

現行制度においては、NHKのテレビ放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結する義務を負う（放送法第64条第1項）こととされており、インターネットに接続された通信端末を所持することをもって、NHKとの受信契約を締結する義務はない。

常時同時配信サービスであるNHKプラスは、受信料を財源とする放送の補完であることから、受信契約世帯の構成員は追加負担なく利用することができる。

これに対し、取りまとめでは、テレビなどの受信設備を持たずにNHKプラスで視聴する者に対しても、相応の費用の負担を求めることが適当であるとした。ただし、スマート

⁵² 総務省「公共放送ワーキンググループ取りまとめ」（令和5年10月18日）

⁵³ 放送法第20条第1項

⁵⁴ 放送法第20条第2項第2号。特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものであり、番組を周知・広報するものや番組内容を解説・補足するもの、視聴に関して参考となるべき情報等とされている。

⁵⁵ 会合の構成員として、有識者のほか、NHK、（一社）日本新聞協会メディア開発委員会、（一社）日本民間放送連盟等が参加している。

フォン等の通信端末を取得・保有しただけで費用負担を求めることは適当でないとして、①視聴アプリのダウンロード、②IDやパスワードの取得・入力、③一定期間の試用・利用約款への同意等の積極的な行為を費用負担の要件として例示している。

ウ 放送法改正案の提出

以上のような提言及び検討結果等を踏まえ、NHKのインターネット活用業務を必須業務とすること等を内容とする放送法の改正案が今国会に提出される予定である。

6 郵政事業

(1) デジタル社会における郵便局の地域貢献に関する検討

総務省は令和4年10月、デジタル社会において郵便局が果たす地域貢献の在り方について、情報通信審議会に諮問した。同月より郵政政策部会で調査審議が進められ、同年12月に『デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方』中間報告が公表された。

中間報告では、地方自治体から寄せられた郵便局への多種多様な地域貢献ニーズを整理するとともに、「郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用」に関して、基本的な考えと実施すべき取組が示された。これに基づき、令和5年にマイナンバー法⁵⁶が改正されたため、今後、市町村から指定された郵便局において、マイナンバーカードの交付申請の受付等が可能となった。

郵政政策部会では、中間報告において示した「郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用」のための取組についてフォローアップするとともに、最終的な答申の取りまとめに向けて、引き続き調査審議が進められている。

(2) 定期性の旧郵便貯金の時効による消滅問題と運用見直し

平成19年の郵政民営化以前に預入した定期性の郵便貯金(定期郵便貯金・定額郵便貯金、以下「旧郵便貯金」という。)は、民営化後においても政府保証を継続する等の理由により、ゆうちょ銀行ではなく、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(現在の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、以下「機構」という。)に移管された⁵⁷。旧郵便貯金は、満期翌日から20年後に送付する催告書の発送の日から2か月間貯金の払戻しがない場合に権利消滅することとなっており⁵⁸、令和3年度の権利消滅額は457億円に上るが⁵⁹、催告書の8割が未達となっている⁶⁰。

また、権利消滅の取消しを請求することは可能であるが、入院や海外転居等の事由により催告書が届かなかったことを証明する書類の提出が求められるなど、権利消滅の取消し

⁵⁶ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

⁵⁷ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号、以下「整備法」という。)附則第4条

⁵⁸ 旧郵便貯金には、整備法附則第5条の規定により、廃止された旧郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第29条「貯金に関する権利の消滅」の規定が廃止後もなお効力を有するものとして適用される。

⁵⁹ 令和4年度は197億円であった。

⁶⁰ 『朝日新聞』(2023.9.2)

承認のハードルが高く審査が不透明であるとの指摘もされていた⁶¹。

このような事態を受け総務省は、令和5年9月1日、機構に対し旧郵便貯金の払戻しに関する運用見直しを検討すること、及びその検討結果について同月7日までに報告するよう要請した。

要請では運用見直しの方向性として、①貯金や催告書の存在を認識していなかった等の事項について、真にやむを得ない事情があったと認められる場合には払戻しの請求に応じること、②払戻しの請求の確認に当たっては、適切かつ請求者にとってより負担の少ない形で行うこと、③運用見直しの態勢の整備及び実施時期の明確化、④見直しの周知に取り組むことを求めている。

機構は同月7日、上記①～④の要請に沿って運用の見直し等を実施する旨、総務省に報告した。その後、郵便貯金の存在を認識していなかったこと等の場合において、真にやむを得ない事情があったと認められる場合には、払戻しの請求に応じるとした基準⁶²を同年12月に公表した。

(3) 郵便料金の値上げ

郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている⁶³。郵便料金の変更は総務大臣への事前届出で良いが⁶⁴、封書等の第一種郵便物のうち25グラム以下の定形郵便物については、総務省令⁶⁵によりその上限が定められている⁶⁶。

一方、郵便物数は平成13年度をピークに毎年減少しており、社会のデジタル化の進展により、郵便物数は更に減少すると見込まれており、令和4年度の郵便事業の営業損益は、郵政民営化以後初めて赤字（▲211億円）に転落した。

このような状況を踏まえ総務省は令和5年12月18日、当該定形郵便物の料金額の上限を84円から110円に改めるとした総務省令改正案を情報通信行政・郵政行政審議会に諮問した。日本郵政は、郵便料金の値上げを令和6年10月に実施したいとしている⁶⁷。

7 消防行政

(1) 消防団の充実強化

我が国の消防体制は、専任の消防職員からなる常備消防（消防本部及び消防署）と他に職業を持つ非常勤職員で構成される消防団からなっている。このうち、消防団は、常備消

⁶¹ 『朝日新聞』（2023. 5. 23）

⁶² 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構「郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金の払戻しの請求に応じる基準の公表等について」（令和5年12月20日）

⁶³ 郵便法（昭和22年法律第165号）第3条

⁶⁴ 郵便法第67条第1項

⁶⁵ 郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第23条

⁶⁶ 郵便法第67条第2項第3号。なお、郵便法施行規則第23条により上限の額は84円と定められており、当該定形郵便物の値上げには省令改正が必要。

⁶⁷ 『日本経済新聞』（2023. 12. 23）

防機関のない町村においては、消防活動を全面的に担っており、常備消防機関のある市町村においても、火災時に初期消火や消防隊員の後方支援、大規模災害時に住民の避難誘導や救出・救助活動を行うなど、極めて重要な役割を果たしている。

しかし、消防団員数は、令和5年4月時点で約76万人であり減少が続いている。特に直近の2年間では、単年度の減少幅が連続して2万人を超えるなど危機的な状況となっている。このため、消防庁は、報酬等の処遇改善に取り組むとともに、被雇用者、女性、学生などの多様な人材の入団を促す取組を行っている。

(2) 救急車の適時・適切な利用

近年、救急車による救急出動件数は、高齢化の進展等を背景として増加傾向⁶⁸にあり、令和4年は、集計開始以来最多の723万件（対前年比104万件増）⁶⁹となっている。また、救急車の出動件数が増えたことで、病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）も延伸傾向（令和4年中：全国平均で約47.2分（10年前と比較して8.5分延伸））にあり、これによる救命率の低下を防ぐため、救急車の適時・適切な利用を推進する必要がある。

そこで、消防庁は、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきかを医師・看護師等の専門家に電話で相談できる「救急安心センター事業（#7119）」の全国展開を推進しており、令和5年11月現在、全国24地域（都府県単位又は複数・単独の市町村単位）において、国民の約6割に当たる7,400万人を対象に同事業が行われている。

内容についての問合せ先 総務調査室 相原首席調査員（内線 68420）
--

⁶⁸ ただし、令和2年及び3年は、コロナ禍の外出自粛等の影響によって令和元年よりも少なかった。

⁶⁹ 総務省消防庁「令和4年中の救急出動件数等（速報値）」の公表（令和5年3月31日）